

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年1月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200514号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200112号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年5月31日から同年12月3日に訂正し、同年5月及び同年6月の標準報酬月額を11万8,000円、同年7月から同年11月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和57年5月31日から同年12月3日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求者のA社における上記1で訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和57年12月3日)、及び取得年月日(昭和58年3月1日)を取消し、昭和57年12月から昭和58年2月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和57年12月3日から昭和58年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年12月3日から昭和58年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年5月31日から昭和58年3月1日まで

A社において、昭和56年4月1日から昭和60年1月10日までの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和57年5月31日から同年12月3日までの期間については、雇用保険の加入記録及びB健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者台帳並びにA社に勤務していた複数の同僚の回答から、請求者が当該期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求者

の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 57 年 9 月 30 日。ただし、当該全喪記録は昭和 58 年 1 月 6 日に取消されている。）より後の昭和 57 年 12 月 3 日付けで、同年 7 月の随時改定の記録が取消され、同年 5 月 31 日に遡って記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出について、請求者と同日の昭和 57 年 12 月 3 日付けで、資格喪失年月日を同年 5 月 31 日又は同年 7 月 31 日に遡って記録されている同僚が複数確認できる。

さらに、A 社の経理担当者は、同社が昭和 57 年 11 月に倒産した際に、未払いの厚生年金保険料があったため、社会保険事務所（当時）に相談したところ、当該未払保険料を相殺するために、遡って資格を喪失する措置がとられたと回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、請求者が昭和 57 年 5 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理日である同年 12 月 3 日とすることが必要である。

また、請求者の昭和 57 年 5 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、同年 4 月の厚生年金保険の記録から、同年 5 月及び同年 6 月は 11 万 8,000 円、上記取消し前の同年 7 月の随時改定の記録から、同年 7 月から同年 11 月までは 14 万 2,000 円とすることが必要である。

2 請求期間のうち、昭和 57 年 12 月 3 日から昭和 58 年 3 月 1 日までの期間について、雇用保険の加入記録及び B 健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者台帳並びに A 社に勤務していた複数の同僚の回答から、請求者が当該期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記の経理担当者は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたと回答している。

さらに、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を、請求者と同様に、昭和 57 年 12 月 3 日付けで遡って記録され、昭和 58 年 3 月 1 日に同資格を再取得した同僚から提出された昭和 57 年分及び昭和 58 年分の給与明細書により、昭和 57 年 12 月 3 日から昭和 58 年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが確認できることから、請求者についても、当該同僚と同様に、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 57 年 12 月から昭和 58 年 2 月までの標準報酬月額については、上記 1 の取消し前の昭和 57 年 7 月の随時改定の記録から、14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 57 年 12 月 3 日から昭和 58 年 3 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているが、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が資格喪失年月日及び再度の資格取得年月日を記録することは考え難いこと

から、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 57 年 12 月から昭和 58 年 2 月までの厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。